

「福島県森林環境税」と「国の森林環境税」

福島県の森林づくりのために、それぞれの用途で、県・市町村が有効に活用しています。

福島県森林環境税（県税）

国の森林環境税（国税）

どんな税なの？

水源のかん養や県土の保全など、私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林をすべての県民で守り育て、次の世代に引き継いでいくため平成18年度から県が導入しています。

市町村が行う森林の整備やその促進を図るため、令和6年度から国税として課税がはじまります。全国の市町村（配分9割）と都道府県（配分1割）に森林環境譲与税として配分されています。

何に活用されているの？

県が、森林の持つ機能の維持や森林環境を保全する取組みに活用しています。

- ① 森林の整備
- ② 花粉の少ない苗木づくり など

また、森林を守り育てる意識を広げる取組に活用しています。

- ③ 県民参加の植樹イベント
- ④ 森林環境学習 など

市町村は、森林所有者から管理を委託された森林の整備などに活用しています。

- ⑤ 市町村に委託された森林の整備

県は、市町村の取組への支援に活用しています。

- ⑥ 林業従事者の育成
- ⑦ 市町村向けの短期研修 など

森林の持つ機能の維持



①

市町村に委託された森林の整備



⑤

作業のイメージ

森林環境学習



④

花粉の少ない苗木づくり



②



県民参加の植樹イベント



③

林業従事者の育成



⑥

市町村向けの短期研修



⑦

その他の「福島県森林環境税」を活用した取組は、県森林計画課のホームページに公表しています。



各市町村の国の森林環境税を活用した取組は、各市町村のホームページで公表されていますので、ご覧ください。